

# 令和元年9月市議会定例会

## 消 防 局

### 議案説明資料

#### 目 次

##### 【条例案件】

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 1 富山市消防団条例の一部を改正する条例制定の件 | ・・・・・・・・ 1頁 |
| 2 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 | ・・・・・・・・ 2頁 |

# 1 富山市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

## 1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定、施行されたことを踏まえ、非常勤消防団員に係る欠格条項の改正を行うものです。

## 2 改正内容

成年被後見人及び被保佐人は、非常勤消防団員となることができないとする規定を削除するとともに、その他所要の規定を次のとおり整備するものです。

現 行	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人及び被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けなくなるまでの者</p> <p>(3) <u>第7条</u>の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
改 正 案	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けなくなるまでの者</p> <p>(2) <u>第7条</u>の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

## 3 施行期日

公布の日

## 2 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

### 1 改正理由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布されたことから、富山市手数料条例の改正を行うものです。

### 2 改正内容

別表に定める危険物の製造所等の許可に関する事務手数料の額を次のとおり改正するものです。

1 標準事務に係る手数料				
事務	区分	金額		
4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の許可に関する事務	1 製造所の設置の許可申請審査	(略)		
	2 貯蔵所の設置の許可申請審査	(1)～(4) (略)		
		(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	現行	改正案
		ア1,000k1以上5,000k1未満	改正なし	
		イ5,000k1以上10,000k1未満	改正なし	
		ウ10,000k1以上50,000k1未満	1,580,000円	1,590,000円
		エ50,000k1以上100,000k1未満	1,940,000円	1,950,000円
		オ100,000k1以上200,000k1未満	2,260,000円	2,270,000円
		カ200,000k1以上300,000k1未満	改正なし	
		キ300,000k1以上400,000k1未満	改正なし	
		ク400,000k1以上	改正なし	
(6)～(12) (略)				
3 取扱所の設置の許可申請審査	(略)			

### 3 施行期日

令和元年10月1日